

## 食品中のカドミウムの規格基準改正に係るその後の動きについて

平成 22 年 5 月 18 日  
食品安全部基準審査課

### 1. 経緯

昨年 10 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議いただいた「食品中のカドミウムの規格基準の一部改正」については、同年 12 月の食品衛生分科会での審議を経て、本年 2 月に答申を得たところである。

本年 3 月初旬、平成 19 年度及び 20 年度に環境省が実施した「畑作物等指定要件検討基礎調査」について、カドミウム汚染地域の畑作物のカドミウム含有濃度データが含まれているにもかかわらず、当該調査結果が薬事・食品審議会での審議の際に提出されていないかったことは問題であるとの指摘がなされた。

### 2. 厚生労働省の対応

- 平成 22 年 3 月  
「食品に含まれるカドミウム」に関する Q & A に環境省調査結果への対応に関する質問を追加 (Q12 及び Q13)。
- 平成 22 年 4 月
  - ・米のカドミウムに関する規格基準を改正 (1.0ppm → 0.4ppm)。
  - ・地方自治体に対して通知し、食品からのカドミウム摂取について、消費者への情報提供を要請。特に汚染地域を有する地方自治体においては、当該地域等で収穫される農産物を自家消費等により継続的に摂取する住民に配慮した情報提供を要請。
  - ・農林水産省及び環境省に対して通知し、関係者による低減対策が推進されるよう要請。
- 平成 22 年 5 月  
薬事・食品衛生分科会食品規格部会に環境省調査結果を報告。
- 平成 22 年 6 月  
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に環境省調査結果を報告予定。

## 畑作物指定要件等検討基礎調査について

環境省水・大気環境局土壌環境課

### 1 経緯

今後、米以外の食品についてもカドミウムに係る成分規格が設定され、農用地土壌汚染対策地域の指定要件を検討する必要があることを想定し、土壌と農作物のカドミウム含有量の相関関係を把握するための基礎データを取得するため、平成 19 から 20 年度にかけて、標記調査を実施したところ。

### 2 概要

#### 《調査設計》

- 米以外の幅広い品目を対象として農作物と土壌中のカドミウム等を測定。
- 土壌と作物の相関を見極めることを優先し、個別地点情報については取得しないこととした。

#### 《結果》

- 63 品目について、それぞれ 1 ~ 218 の土壌及び作物の試料が収集され、カドミウム含有量等のデータが得られた。
- 現在、収集した調査結果を基に、作物中カドミウム含有量に関連すると推定される土壌の性質 (複数の抽出法による土壌中カドミウム含有量、陽イオン交換容量、リン酸吸収係数、土壌 pH(H<sub>2</sub>O)、土壌 pH(KCl)、全炭素) と作物中のカドミウム含有量の相関関係を検討しているところ。

### 3 今後の課題

土壌の種類が農作物のカドミウム吸収に及ぼす影響や、カドミウム含有量以外の土壌の性質について測定することのプラス・マイナスといった課題もあり、今後も引き続き、収集した調査結果を基に、土壌中のカドミウム含有量と農作物中のカドミウム含有量との相関等について、検討を実施する予定である。

## 魚介類の摂食と水銀に関する対応について

平成22年5月18日  
厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課

### 1. 魚介類の摂食と水銀

- 魚介類（鯨類を含む。以下同じ。）は、良質なたんぱく質や健康に良いと考えられるEPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸をその他の食品に比べ一般に多く含み、また、微量栄養素の摂取源である等、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有している。
- 魚介類はこのように利点が多い食材であるが、反面、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、日本人の水銀摂取の80%以上が魚介類由来となっている。また、一部の魚介類については、特定の地域等にかかわらず、水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。
- 水銀に関する近年の研究報告では、低濃度の水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされており、妊娠中の魚介類の摂食には一定の注意が必要である。

### 2. 対応の経緯

本件に関するこれまでの対応は以下のとおり。

- 平成15年6月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会の意見を聴いて、「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」及びQ&Aを公表した。
- 平成16年7月、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼。
- 平成17年11月、食品安全委員会の食品健康影響評価を受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会の意見を聴いて、「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」及びQ&Aを公表した。また、魚介類の摂取にあたり妊婦が注意すべき事項を取りまとめたパンフレットを作成し周知を図った。

### 3. 「太地町における水銀と住民の健康影響に関する調査」

環境省国立水俣病総合研究センターにおいて「太地町における水銀と住民の健康影響に関する調査」が行われ、その結果が本年5月9日に公表されたが、その結果は以下のとおりであった（別添1）。

- ① 太地町住民の毛髪水銀濃度は、国内の14地域の結果と比べると顕著に高く、それがクジラやイルカの摂取と関連することが示唆されている。
- ② 今回の調査結果の範囲内では、メチル水銀中毒の可能性を疑わせる例は認められていない。

### 4. 対応

- 環境省国立水俣病総合研究センターにおいて行われた「太地町における水銀と住民の健康影響に関する調査」を受け、クジラ・イルカの多食者に対する注意喚起を目的としたQ&Aの見直しを行う（別添2）。
- なお、平成17年11月の注意事項公表後に地方自治体において実施された魚介類の水銀含有量調査結果等を受け、注意事項の対象魚介類の見直しを行う（別添3）。

平成 22 年 5 月 9 日

## 太地町における水銀と住民の健康影響に関する調査結果について

国立水俣病総合研究センター

## 【背景】

和歌山県東牟婁郡太地町より要請を受け、毛髪水銀濃度測定によるメチル水銀摂取状況および健康影響の調査を実施した。

## 【調査の対象と方法】

## 1. メチル水銀摂取状況調査

太地町住民（人口 3,526 名、男 1,600 名、女 1,926 名、平成 21 年 7 月 31 日現在）のうち、夏季調査（平成 21 年 6 月～8 月）では 1,017 名、冬季調査（平成 22 年 2 月）では 372 名の毛髪水銀濃度を測定した（重複 252 名、延べ 1,137 名）。毛髪提供者からは、自記式アンケートによって、魚介類摂取に関する情報を得た。

## 2. 健康影響調査

夏季調査参加者の内、比較的毛髪水銀濃度の高い住民を中心に 182 名（男 105 名、女 77 名）を対象に、神経内科専門医により、通常行われる神経内科診察に加えて二点識別覚検査と上肢運動機能評価システムを用いた検査を行った（平成 21 年 7 月～11 月、平成 22 年 1 月）。

## 【結果】

## 1. メチル水銀摂取状況調査

- 1) 夏季調査の結果、対象者の毛髪水銀濃度の幾何平均値（最小～最大）は、男 11.0 ppm (0.74 ppm～139 ppm)、女 6.63 ppm (0.61 ppm～79.9 ppm) であった（国内 14 地域の幾何平均値（最小～最大）は、男 2.47 ppm (0.10 ppm～40.6 ppm)、女 1.64 ppm (0.01 ppm～25.8 ppm)）。

- 2) 夏季調査の結果、神経症状の出現する可能性のある下限値とされる毛髪水銀濃度 50 ppm (WHO) を上回る住民が、対象者の 3.1%、32 名（男 26 名、女 6 名）にみられた。
- 3) 冬季調査の結果、対象者の毛髪水銀濃度の幾何平均値は、男 11.2 ppm、女 6.46 ppm で、夏季調査と比べて大きな違いはなかった。夏季または冬季調査のいずれかで 50 ppm 以上の住民は 3.8%、43 名であった。夏季調査と重複した対象者においては、冬季には毛髪水銀濃度の増加傾向がみられた。
- 4) 毛髪水銀濃度とクジラ類を食することの関連性が示唆された。

## 2. 健康影響調査

- 1) 今回調査した対象者には、メチル水銀中毒の可能性を疑わせる者は認められなかった。
- 2) 上肢運動機能評価システムによる解析の結果、太地町検診受診者に多くみられた「上肢不随意運動」（振戦）は病的なものである可能性は低いと考えられた。
- 3) 神経所見のうち、アキレス腱反射の低下・消失のみ毛髪水銀濃度との相関が認められたが、今回検診を行った太地町住民は、水俣病非発生地区の鹿児島県大島郡 K 町住民と比べて有意にアキレス腱反射の低下・消失の頻度が低いため、メチル水銀による影響である可能性は低いと考えられた。

## 【今後の調査について】

太地町において、今回の調査ではメチル水銀によると思われる健康影響は認められなかったが、毛髪水銀濃度が非常に高い住民を認めるため、調査の継続が必要である。平成 22 年度以降も毛髪水銀測定および神経学的検査を継続するとともに、小児や循環器系への影響などを、国立水俣病総合研究センター外の専門家も含めた研究班を設置して調査研究を進めることを検討している。また、感覚障害の客観的評価法として脳磁計が活用できないか研究を進めており、太地町住民からも、今後の研究に活かすためデータの収集を行った。

## 別添 2

妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項について

【Q & A】(平成17年11月2日公表、平成22年6月1日改訂)

(目次)

【語句説明】

【文章中の記載について】

【注意事項の概要・対象者】

- 問1 妊婦には魚介類を食べる場合の注意事項があると聞きましたが、その内容とはどのようなものですか。
- 問2 妊婦への注意事項の対象となる魚介類はどのようにして作成されたのですか。
- 問3 注意事項の対象となるのは妊婦だけでいいのですか。それ以外の人は問題がないのですか。
- 問4 授乳中の母親は、魚介類の摂食に注意しなくていいのですか。
- 問5 小児は、魚介類の摂食に注意しなくていいのですか。
- 問6 水銀による影響を考えると、妊婦は魚介類を食べない方がよいのですか。
- 問7 エビ、サケ、タラなどは米国の注意事項では摂食量の目安が示されていますが、なぜ、我が国では注意事項の対象とならなかったのでしょうか。
- 問8 マグロにはいろいろな種類がありますが、どのような注意をしたらよいのですか。
- 問9 クジラは一般的に水銀濃度が高いのですか。
- 問10 加工食品で妊婦が気をつけるものはありますか。
- 問11 妊婦は注意事項に記載されている種類以外の魚介類について、安心して食べることができのでしょうか。
- 問12 もし、妊婦が注意事項にある魚介類を食べ過ぎてしまった場合はどうすればよいのですか。また、食べ過ぎないようにするためにはどのようにすればよいのですか。
- 問13 妊娠に気づくのが遅れたのですがどうすればよいですか。また、妊婦は毛髪の水銀濃度を測定したほうが良いですか。

【水銀の健康影響等】

- 問14 魚介類中になぜ水銀が含まれているのですか。
- 問15 なぜ、一部の魚介類は水銀の含有量が高いのですか。
- 問16 水銀の健康影響とはどのようなものですか。
- 問17 現在の水銀の規制はどのようになっているのですか。
- 問18 日本人の水銀摂取量はどの程度ですか。
- 問19 日本人が現在摂取している程度の水銀は健康に影響があるのですか。
- 問20 クジラ、イルカの水揚げ地の住民を対象とした調査で、毛髪の水銀濃度が高かったことが報告されたと聞きましたが、どのような内容ですか。これらの地域では、クジラ、イルカを比較的多食する習慣がありますが、健康影響はないのでしょうか。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問21 一部のクジラ、イルカなど水銀の含有量の多い魚介類を比較的多食する習慣のある地域があるようですが、妊婦以外は魚介類の摂取量に注意しなくていいのでしょうか。

【周知の方法など】

問22 本注意事項及びQ & Aの周知及び正確な理解について、どのような施策を講じていますか。

別添 参考：水産物の栄養面での特徴（平成20年水産白書より抜粋）

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

## 【語句説明】

### 1. DHA(ドコサヘン酸)、EPA(エイコサヘン酸)

マグロやサンマ、イワシなど魚の脂質に多く含まれる脂肪酸の一種。脳や神経組織の発達や機能維持や抗アレルギー、血栓の予防などの機能ががあるとされています。

(平成20年度水産白書より抜粋 別添参照)

### 2. 耐容量(耐容摂取量)

耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず食品中に存在する化学物質(重金属、かび毒など)を経口摂取する場合でも、健康への悪影響がないと推定される量に設定されるものです。耐容週間摂取量は、健康への悪影響がないと推定される一週間あたりの摂取量をいいます。

(食品安全委員会「食品の安全性に関する用語集」を参考)

### 3. 暴露量

食品を通じたハザード(危害要因)の摂取量。ハザードとは、健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態。

(食品安全委員会「食品の安全性に関する用語集」を参考)

### 4. 一日摂取量調査(マーケットバスケット方式)

国民健康・栄養調査による食品摂取量を参考に市場で流通している農産物等を購入し、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後、化学分析を実施し、対象となる農産物の摂取量を調べることを言います。

## 【文書中の記載について】

### ・水銀

胎児の健康への影響が懸念されているのは「メチル水銀」ですが、消費者等に分かりやすく伝えるため、特段の必要がない場合には「メチル水銀」とせず、単に「水銀」と記載しています。

### ・魚介類

「魚介類」には、クジラ類(クジラ、イルカ)を含みます。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いいたします。

## 【注意事項の概要・対象者】

問1 妊婦には魚介類を食べる場合の注意事項があると聞きましたが、その内容とはどのようなものですか。

答

- 魚介類は、健康な食生活を営む上で重要な食材です。多くの魚介類は、特定の地域に関わりなく、微量の水銀を含有しています。一般にその含有量は低く、健康に害を及ぼすものではありませんが(同2参照)、一部の魚介類については、自然界の食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して、水銀濃度が高くなるものが見受けられます。
- 近年、魚介類を通じた水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされており、胎児への影響を最小限にするため、妊娠中は魚介類の摂取についての「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」(以下、「注意事項」という。)がまとめられています。なお、胎児への影響は、例えば音を聴いた場合の反応が1/1,000秒以下のレベルで遅れるようになるようなもので、あるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありません。
- 魚介類は健やかな妊娠と出産に重要である栄養等のバランスの良い食事に欠かせないものです。本注意事項は、妊婦の方々に水銀濃度が高い魚介類を食べないように要請するものではありません。また、本注意事項は、胎児の保護を第一に食品安全委員会の評価を踏まえ、魚介類の調査結果等からの試算を基に作成しました。妊婦は、注意事項を正しく理解し、注意事項の対象となった魚介類を偏って多量に食べることを避け、水銀摂取量を減らすことによって魚食のメリットを活かすこととの両立を期待します。
- 妊婦が、注意していただきたい魚介類と摂食量の目安については、次の頁の表を御覧下さい。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いいたします。

<妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂取量（筋肉）の目安>

摂取量（筋肉）の目安	魚介類
1回約80gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10g程度)	バンドウイルカ
1回約80gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40g程度)	コピレゴンドウ
1回約80gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ(メバチガロ) エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1回約80gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160g程度)	キダイ マカジキ ユメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ イシイルカ クロムツ <sup>※</sup>

注：平成22年6月追加

参考1) マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ(クロマグロの幼魚)、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食してください。

参考2) 魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は以下のとおりです。

寿司、刺身	一貫または一切れ当たり	15g程度
刺身	一人前当たり	80g程度
切り身	一切れ当たり	80g程度

例えば、週に1回と注意事項に記載されている魚介類のうち、2種類または3種類を同じ週に食べる際には食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1に、また、注意事項に週に1回と記載されている魚介類及び週に2回と記載されている魚介類を同じ週に食べる際には、食べる量をそれぞれ2分の1にするといった工夫をしましょう。また、ある週に食べ過ぎた場合は次の週に量を減らしましょう(具体的な食べ方については、問12を御覧ください)。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしく願います。

問2 妊婦への注意事項の対象となる魚介類はどのようにして作成されたのですか。

答

妊婦への注意事項は、平成17年8月に示された食品安全委員会における耐容量(語句説明参照)の評価結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において、魚介類の水銀含有量等に基づき検討が行われたものです。その審議の主な概要については以下のとおりです。

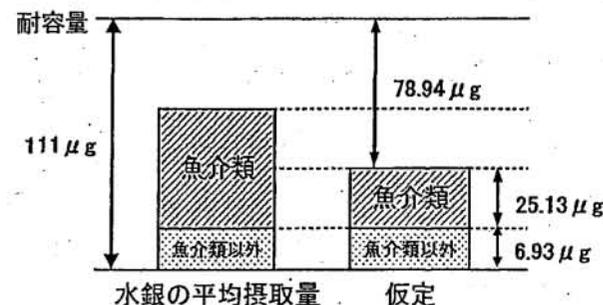
1 まず、水銀の耐容摂取量のうち水銀濃度の高い魚介類に割り当てることができる水銀摂取量を推定しました。

厚生労働省が実施している食品中の汚染物質の一日摂取量調査の平均値(平成11年～20年)によると、水銀の摂取量(総水銀換算)は8.17μg/tf/日であり、このうち魚介類から7.18μg/tf/日、その他の食品から0.99μg/tf/日となっています。魚介類からの摂取量7.18μg/tf/日を、妊婦が摂食の際に注意を必要とするものとそうでないものに分ける必要がありますが、種々の魚介類を摂食することから、一日摂取量調査における魚介類からの水銀摂取量の半量を検討対象以外の魚介類からの摂取と仮定すると、水銀濃度の高い魚介類に割り当てることができる水銀摂取量は78.94μg/tf/週となります。

$$\text{水銀濃度の高い魚介類に割り当てられる水銀摂取量} = \text{耐容量} - \text{魚介類以外からの水銀摂取量} - \frac{1}{2} \left( \text{魚介類からの水銀摂取量} \right)$$

$$78.94 \mu\text{g/tf/週} = 2.0 \mu\text{g/kg 体重/週} - 0.99 \mu\text{g/日} - 7.18 \mu\text{g/日} \times 1/2$$

$$\times 55.5 \text{kg (妊婦の平均)} \quad \times 7 \text{日} \quad \times 7 \text{日}$$



本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしく願います。

2 次に、水銀含有量が高い魚介類の抽出を行いました。

厚生労働省、水産庁、地方自治体等において実施された約450種、約16,400検体の国内で流通する魚介類に含まれる水銀含有量の調査結果を解析した結果、総水銀の平均値が0.4ppmまたはメチル水銀の平均値が0.3ppmを超える魚介類とその水銀濃度の平均は次のとおりです。ただし、検体数が少ないもの、我が国と諸外国で水銀濃度の差が大きいものなどは除外しています。

魚介類		我が国のデータ				諸外国のデータ	
		総水銀濃度 (ppm)		メチル水銀濃度 (ppm)		総水銀濃度 (ppm)	
		検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
魚類	キダイ	54	0.313	34	0.343	-	-
	キンメダイ	145	0.654	102	0.535	-	-
	クロマグロ	163	0.687	140	0.525	-	-
	クロムツ	173	0.393	142	0.339	-	-
	マカジキ	35	0.515	32	0.372	20	0.61
	ミナミマグロ	102	0.506	95	0.386	-	-
	メカジキ	51	1.003	49	0.712	625	0.941
	メバチ	113	0.832	91	0.539	-	-
	ユメカサゴ	177	0.361	139	0.309	-	-
	ヨシキリザメ	30	0.544	30	0.350	-	-
クジラ	イシイルカ	4	1.035	4	0.370	-	-
	コビレゴンドウ	4	7.100	4	1.488	-	-
	ツチクジラ	5	1.168	5	0.698	-	-
	バンドウイルカ	5	20.840	5	6.622	-	-
	マッコウクジラ	13	2.100	5	0.700	-	-
貝類	エッチェウバイガイ	20	0.417	10	0.485	-	-

注：魚介類については、各種類毎に50音順で記載 (平成22年5月更新)

3 2で抽出した魚介類ごとの平均メチル水銀濃度をもとに、1で求めた割り当て週間水銀摂取量に相当する摂食量を求め、1回に摂食する量が一般に80g程度(切身一切れ、刺身一人前にほぼ相当)であることを踏まえ、妊婦の体重やその変動、魚介類ごとの水銀摂取量のばらつき等の不確実性に配慮して、1週間に3回程度食べた場合に耐容量を超えてしまう魚介類について、1週間当たりの魚介類ごとの摂食量の目安を注意事項として示しました。(問1参照)

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問3 注意事項の対象となるのは妊婦だけでいいのですか。それ以外の人は問題がないのですか。

答

1 食品安全委員会における食品健康影響評価において、特に水銀の悪影響を受けやすいと考えられる対象者(ハイリスクグループ)は胎児とされました。このため、本注意事項は妊娠している方または妊娠している可能性のある方(以下「妊婦」という。)を対象としています。

なお、「妊娠している可能性のある方」とは、食品安全委員会のホームページでは次のとおり説明されています。

「妊娠可能な女性すべて」という意味ではなく、「妊娠したかな、と思われる女性」という意味と考えてください。妊娠がわかるのはふつう妊娠2ヶ月以降です。胎児に多くの栄養分を運ぶために胎盤組織に大量の血液が流れるようになるのは、胎盤が完成する妊娠4ヶ月以降ですから、妊娠に気がついてから食生活に気をつければ、メチル水銀は体外に排泄されていくので、心配する必要はありません。

2 食品健康影響評価では、「乳児及び小児については、現時点で得られている知見によれば、乳児では暴露量(語句説明参照)が低下し、小児は成人と同様にメチル水銀が排泄され、脳への作用も成人の場合と類似している。したがって、ハイリスクグループは胎児と考えることが妥当と判断された。」とされています。このため、乳児、小児や妊婦以外の成人は、基本的には注意事項の対象とする必要はないと判断しています。(問5もご覧下さい)

3 魚介類は良質なたんぱく質を多く含み、EPA、DHA(語句説明参照)等の高度不飽和脂肪酸がその他の食品に比べ一般に多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等重要な食材です。本注意事項が、魚介類の摂食の減少につながるよう正確な御理解をお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問4 授乳中の母親は、魚介類の摂食に注意しなくていいのですか。

答

- 1 食品健康影響評価では、母乳を介して乳児が摂取する水銀量は低いことが示されています。このため、授乳中の母親は注意事項においても対象としていません。
- 2 魚介類は良質なたんぱく質を多く含み、EPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸がその他の食品に比べ一般に多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等重要な食材です。本注意事項により、魚介類の摂食の減少につながらないよう正確な御理解をお願いします。

問5 小児は、魚介類の摂食に注意しなくていいのですか。

答

- 1 食品健康影響評価では、小児は成人と同様の水銀の排泄機能を有しており、脳への作用も成人と類似していること、「セイシェル小児発達研究」において、子供の神経系の発達にメチル水銀に関連する有害影響が証明されなかったこと等が示されています。これらから、小児は注意事項の対象としていません。
- 2 魚介類は良質なたんぱく質を多く含み、EPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸がその他の食品に比べ一般に多く含まれ、また、カルシウム等の微量栄養素の摂取源である等重要な食材です。本注意事項により、魚介類の摂食の減少につながらないよう正確な御理解をお願いします。

問6 水銀による影響を考えると、妊婦は魚介類を食べない方がよいのですか。

答

- 1 魚介類は一般にヒトの健康に有益です。例えば、平成20年度水産白書(※)にも、「魚介類には、DHAやEPAといった機能性成分のほか、タウリンやカルシウム、鉄分といった成分も豊富に含まれています。(中略)水産物に含まれる栄養素は子どもだけではなく、大人にとっても有益なものであり、食事の中でバランスよく摂取することが重要です。」と記載されています。
- 2 妊婦にあつては、水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることを避け、水銀摂取量を減らすことによって、魚食のメリットを活かすこととの両立を期待します。

※水産白書については、別添資料を参照願います

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問7 エビ、サケ、タラなどは、米国の注意事項では摂取量の目安が示されていますが、なぜ、我が国では注意事項の対象とならなかったのでしょうか。

答

- 1 我が国における注意事項の見直しの検討に当たっては、米国等諸外国の注意事項や調査結果も参考にしましたが、国内にお住まいの方々への注意事項のため、国内において流通している魚介類の調査結果（約450種、約16,400検体）を基礎としました。この検査結果によると、エビ、サケ、タラ等の水銀濃度は低く、特に注意を促す必要があるものではないと考えています。
- 2 エビ、サケ、タラを含め、今回の注意事項の対象としなかった水銀含有量が低い魚介類からの水銀摂取量は、一日摂取量調査結果における魚介類からの水銀摂取量のほぼ半量です。今回の注意事項の検討においては、これらの水銀含有量の低い魚介類からの水銀摂取量も考慮していますので、魚介類をバランス良く摂食されるようお願いいたします。

問8 マグロにはいろいろな種類がありますが、どのような注意をしたらよいのですか。

答

- 1 妊婦の方々には、マグロのうち、クロマグロ、ミナミマグロ、メバチについて、注意事項に示された摂取量を超えないよう注意をしていただきたいと考えています。
- 2 マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ、ツナ缶詰については、水銀含有量が低いことから、妊婦であっても通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食してください。
- 3 なお、子供や妊婦以外の成人の方々は、いずれのマグロについても通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食してください。

(参考) マグロの名称

標準名	キハダ	ビンナガ	ミナミマグロ	メバチ	クロマグロ
別名	キハダマグロ	ビンナガマグロ (またはピンチョウ)	インドマグロ	メバチマグロ (またはバチマグロ)	本マグロ

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問9 クジラは一般的に水銀濃度が高いのですか。

答

クジラの中でも一部のハクジラ類（イシイルカ、バンドウイルカ、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ）については、水銀濃度の高いものがあり、今回の注意事項の対象となっています。他方、ヒゲクジラ類（ミンククジラ等）の水銀濃度は高くありません。（問21も御覧ください。）

問10 加工食品で妊婦が気をつけるものはありますか。

答

加工食品は一般に、いろいろな食材から作られていますので、加工食品中の水銀濃度は、妊婦であっても特に注意するようなものではないと考えます。

問11 妊婦は注意事項に記載されている種類以外の魚介類について、安心して食べることができるのでしょうか。

答

- 1 約450種、約16,400検体の魚介類についての調査結果が報告されていますが、注意事項に記載されている種類以外の魚介類については、その多くは水銀の量は低く、妊婦が食べても健康に影響を及ぼすようなレベルではありません。魚介類の調査結果は厚生労働省ホームページで御参照いただけます。（問2参照）  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0518-8g.pdf>)
- 2 魚介類は良質なたんぱく質を多く含み、EPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸がその他の食品に比べ一般に多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等重要な食材です。
- 3 妊婦は、注意事項にあるような魚介類の摂食について注意をする必要がありますが、魚介類の摂食の減少につながらないよう正確な御理解をお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問12 もし、妊婦が注意事項にある魚介類を食べ過ぎてしまった場合はどうすればよいのですか。また、食べ過ぎないようにするためにはどのようにすればよいのですか。

答

1 1回または1週間当たりの魚介類の摂食が、体内の水銀の濃度を大きく変えるものではありませんが、1回または1週間の食事で、注意事項にある魚介類を食べ過ぎた場合、次回または次週の食事でその量を減らすなどの工夫をしましょう。

例えば、1回 80gとして週に2回までの場合

例1) 1回 40gであれば週に4回まで

例2) 1回 160gであれば週に1回まで

2 注意事項にある魚介類について、食べ過ぎないようにするため、一週間に2種類または3種類を食べる場合には、食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1にしましょう。

例えば、同じ週にクロマグロとメカジキを食べる場合

例1) クロマグロ 40gとメカジキ 40gをそれぞれ週に1回ずつ

例2) クロマグロ 20gとメカジキ 60gをそれぞれ週に1回ずつ

3 また、注意事項に週1回と記載されている魚介類及び週に2回と記載されている魚介類を同じ週に食べる場合には、食べる量をそれぞれ2分の1にしましょう。

例えば、同じ週にメカジキとミナミマグロを食べる場合

例) メカジキ 40gとミナミマグロ 80gを週に1回ずつ

(参考:1週間の献立例)

	1週間の献立例	
	例1	例2
摂取量の目安として1週間に2回 (1週間に160g)までとされている魚介類(関5参照)	メカジキの刺身(一人前) ミナミマグロの刺身(一人前)	メカジキの刺身(一人前)
注意が必要 摂取量の目安として1週間に1回 (1週間に80g)までとされている魚介類(関5参照)	なし	キンメダイの煮付け(半人前)
摂取量の目安として2週間に1回 (1週間に40g)までとされている魚介類(関5参照)	なし	なし
注意が必要でないもの 摂取量の目安として2ヶ月に1回 (1週間に10g)までとされている魚介類(関5参照)	なし	なし
上記以外の魚介類	サンマの塩焼き、アジのたたき、ツナサラダ	サバの塩焼き、イワシの甘露煮、イカの刺身

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしく願います。

問13 妊娠に気づくのが遅れたのですがどうすればよいですか。また、妊婦は毛髪の水銀濃度を測定したほうが良いですか。

答

1 メチル水銀は胎盤を経由して胎児に取り込まれますが、胎盤の形成は一般的に妊娠4ヶ月であること、体内に取り込まれた水銀は代謝、排泄され、その体内に取り込まれた量が半分にまで減少する期間は約2ヶ月であることなどから、妊娠に気づいた段階から水銀の摂取量をコントロールすることで一定の効果が期待されると考えています。

2 一般に体内の水銀濃度は毛髪で測定しますが、妊婦であっても毛髪の水銀濃度等を測定することは必要ないと考えています。諸外国においても、妊婦に対して毛髪の水銀濃度の測定を勧めている国はありません。

3 なお、食品安全委員会の評価結果では、15歳から49歳の女性の毛髪水銀濃度分布を見た場合、99.9%の人が10ppm以下であり、耐容量の算出の出発点となった11ppmを下回っていることが示されています。

【水銀の健康影響等】

問14 魚介類中になぜ水銀が含まれているのですか。

答

1 水銀は無機水銀とメチル水銀等の有機水銀の2つに大別されます。無機水銀は、体温計、血圧計等にも、以前は、用いられたもので天然に存在する成分です。無機水銀は、一般にヒトの消化管からは吸収されにくいとされています。他方、有機水銀には種々のものがありますが、川や海の無機水銀が環境中の微生物によりメチル水銀に変化したものは食物連鎖を通じて魚介類に取り込まれます。このため、食品を通じた水銀の影響が懸念されるのはメチル水銀です。

2 無機水銀は、地殻からのガス噴出によるものが環境中の主要な発生源ですが、その他の人工的な汚染源としては、化石燃料の燃焼、硫化鉱の精錬、セメント製造、ごみ焼却などがあると報告されています。

3 多くの方が食品等さまざまなものを通じて、メチル水銀を摂取していますが、魚介類からの摂取が最も多いと報告されています。

4 なお、体内に取り込まれた水銀は代謝、排泄されます。その体内に取り込まれた量が半分にまで減少する期間は約2ヶ月です。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしく願います。

問15 なぜ、一部の魚介類は水銀の含有量が高いのですか。

答

川や海の水銀は、環境中の微生物によりメチル水銀に変化し、食物連鎖を通じて魚介類に取り込まれます。このため、多くの魚介類にメチル水銀が含まれています。食物連鎖の上位にある、サメやカジキなどの大型魚や、一部のハクジラのほか、キンメダイのような深海魚等は、比較的多くのメチル水銀を含んでいます。

問16 水銀の健康影響とはどのようなものですか。

答

魚介類から摂取される程度の水銀レベルで影響が懸念されるのは胎児であって、その影響は例えば音を聴いた場合の反応が1/1,000秒以下のレベルで遅れるようになるようなものです。なお、体内に取り込まれた水銀は代謝、排泄されます。その体内に取り込まれた量が半分にまで減少する期間は約2ヶ月です。

問17 現在の水銀の規制はどのようになっているのですか。

答

昭和48年に、魚介類の水銀の暫定的規制値を総水銀 0.4ppm及びメチル水銀 0.3ppmと設定しています。ただし、マグロ類、内水面水域の河川産の魚介類（湖沼産を除く）及び深海性魚介類を除きます。

問18 日本人の水銀摂取量はどの程度ですか。

答

毎年、厚生労働省では水銀の一日摂取量調査（マーケットバスケット方式）（（語句説明参照））を実施しています。これは、平均的な食生活によって、国民がどのくらい水銀を摂取しているかを調査したもので、過去10年間の調査結果は以下のとおりです。この結果から、過去10年大きな変化はないものと考えられます。このうち、1999年（平成11年）～2008年（平成20年）の調査結果を見てみると、魚介類から88.1%（7.18μg/日）、それ以外の食品から11.9%（0.99μg/日）の水銀が摂取されています。

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
総水銀	9.7	6.8	7.0	8.8	8.1	8.5	9.5	7.5	7.3	8.5

（μg(ト・日)、厚生労働科学研究報告書による）

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問19 日本人が現在摂取している程度の水銀は健康に影響があるのですか。

答

摂取している水銀を全てメチル水銀と仮定した場合、平成11年～平成20年の1日摂取量調査における水銀の摂取量は食品安全委員会が設定した妊婦を対象としたメチル水銀の耐容量の57%となります。

この食品安全委員会によるメチル水銀の耐容量は、懸念される胎児に与える影響を十分保護できる量であることから、平均的な食生活をしている限り、健康への影響について懸念されるようなレベルではないものと考えています。

食品安全委員会の妊婦の耐容量 2.0μg/kg(体重)・週

→100μg/(ト(体重50kg)・週)

1日当たりに換算すると 100μg÷7日=14.3μg/(ト・日)

平均的な1日水銀摂取量 8.2μg/(ト・日)÷14.3μg×100=57%

問20 クジラ、イルカの水揚げ地の住民を対象とした調査で、毛髪の水銀濃度が高かったことが報告されたと聞きましたが、どのような内容ですか。これらの地域では、クジラ、イルカを比較的多食する習慣がありますが、健康影響はないのでしょうか。

答

1. 国立水俣病総合研究センターが、クジラ、イルカの水揚げ地のひとつである和歌山県東牟婁郡太地町の要請を受けて実施した調査の結果が平成22年5月に公表されています。

この調査によれば、太地町住民の毛髪水銀濃度は、同センターが我が国における一般的な毛髪水銀濃度を把握するために実施した国内14地域の調査と比べると顕著に高く、それがクジラやイルカの摂取と関連することが示唆されましたが、メチル水銀中毒の可能性を疑わせる者は認められなかったとされています。

2. しかしながら、同調査では毛髪の水銀濃度の非常に高い方が認められることから、今後も健康影響調査を継続することを検討するとされており、厚生労働省でも今後の調査結果に注目するなど、魚介類からの水銀の摂取とその健康影響に関する知見の収集に今後とも努めていくこととしています。

詳細は、国立水俣病総合研究センターのホームページをご覧ください。

URL : [http://www.nimd.go.jp/kenkyu/report/20100427\\_taiji\\_report.html](http://www.nimd.go.jp/kenkyu/report/20100427_taiji_report.html)

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

問21. 一部のクジラ、イルカなど水銀の含有量の多い魚介類を比較的多食する習慣のある地域があるようですが、妊婦以外は魚介類の摂取量に注意しなくていいのでしょうか。

答

1. 厚生労働省が実施している食品中の汚染物質の一日摂取量調査によれば、平均的な日本人の水銀摂取量は健康への影響が懸念されるようなレベルではありませんが、一部のクジラ、イルカなど特に水銀含有量の多い魚介類については、偏って摂取しないなど、バランスの良い食生活を心がけることが大切です。(問9も御覧ください。)

なお、国立水俣病総合研究センターの報告によれば、全国14地域での調査による「よく食べる」魚介類は下表のとおりとされています。

2. クジラ、イルカを含め魚介類は良質なタンパク質及びカルシウム、鉄などの栄養素を豊富に含んでいます。また、DHA、EPA、タウリンなどの機能成分が含まれています。DHA等の高度不飽和脂肪酸がその他の食品に比べ一般に多く含まれ、また、カルシウム等の微量栄養素の摂取源である等重要な食材です。特に水銀含有量の高い魚介類を偏って多量に食べることを避けて水銀摂取量を減らしつつ、魚食のメリットを活かしていくことが望まれます。

表 国内14地域で消費される魚介類の順位  
(「太地町における水銀と住民の健康影響に関する調査  
(平成21年度報告書)」より抜粋)

順位	魚種	%	順位	魚種	%
1	サケ	62.0	13	カツオ	20.4
2	サンマ	52.3	14	ブリ	19.3
3	サバ	50.7	15	ウナギ	17.4
4	マグロ	47.9	16	カニ	15.4
5	イカ	47.0	17	タイ	13.9
6	燻製品	44.6	18	ヒラメ	7.5
7	アジ	42.8	19	ホッケ	5.3
8	エビ	40.4	20	タチウオ	4.2
9	タコ	30.6	21	アユ	2.5
10	イワシ	29.0	22	コイ	0.9
11	カレイ	27.9	23	クジラ	0.7
12	貝類	24.8			

数値は、アンケート調査により「よく食べる」との回答した比率

【周知の方法など】

問22 本注意事項及びQ&Aの周知及び正確な理解について、どのような施策を講じていますか。

答

- 1 本注意事項、Q&A及び妊婦を対象としたパンフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、周知を図っているところです。
- 2 また、妊婦に注意事項を知っていただくために、母子健康手帳に掲載することを地方自治体に推奨しております。
- 3 厚生労働省としては、本注意事項が妊婦はもちろん、全ての方々に正確に理解されるよう今後とも努めてまいります。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

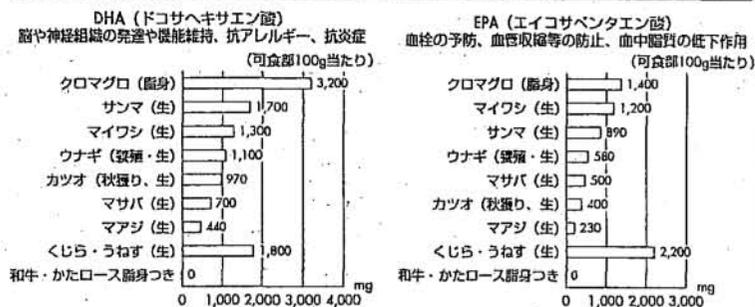
【別 添】

参考：魚介類の栄養特性（平成20年度水産白書より抜粋）

（魚が持つ優れた栄養特性）

魚介類には、DHAやEPAといった機能性成分のほか、タウリンやカルシウム、鉄分といった成分も豊富に含まれています。第1節でみたように、魚の脂に含まれる栄養素は、胎児や子どもの脳の発育に重要な役割を果たすという研究成果も発表されています。また、18年には厚生労働省から魚を食べる人ほど心筋梗塞になりにくいといった研究成果が発表されました。水産物に含まれる栄養素は子どもだけでなく、大人にとっても有益なものであり、食事の中でバランスよく摂取することが重要です。

魚介類の栄養特性



機能性成分	主な機能	多く含まれる主な魚介類
タウリン	血圧の調整、コレステロールの排出、肝機能改善、視力の維持	イカ、カキ、タコ、アワビ、ホタテガイ、クルマエビ、サケ
カルシウム	骨形成、血圧や神経系の調整機能	小魚
鉄 分	赤血球（ヘモグロビン）の主成分、全身組織の機能維持	ノリ、ヒジキ、ハマグリ

資料：五訂増補日本食品標準成分表

URL: [http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h20/pdf/h\\_1\\_2\\_2.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h20/pdf/h_1_2_2.pdf)

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

別添3

平成17年11月2日  
(平成22年6月1日改訂)

妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
乳肉水産食品部会

<魚介類の有益性>

魚介類(鯨類を含む。以下同じ。)は、良質なたんぱく質や、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果があるといわれているEPA、DHA等の高度不飽和脂肪酸をその他の食品に比べ一般に多く含み、また、カルシウムを始めとする各種の微量栄養素の摂取源である等、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有しています。

なお、魚介類を全く食べない集団では、高度不飽和脂肪酸が欠乏し、小児の知能低下や心臓病のリスクが上昇することが報告されています。

<魚介類の水銀>

魚介類は自然界の食物連鎖を通じて、特定の地域等にかかわらず、微量の水銀を含有していますが、その含有量は一般に低いので健康に害を及ぼすものではありません。しかしながら、一部の魚介類については、食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して水銀濃度が高いものも見受けられます。

<妊婦の方々へ>

近年、魚介類を通じた水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされています。この胎児への影響は、例えば音を聞いた場合の反応が1/1,000秒以下のレベルで遅れるようになるようなもので、あるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありません。妊娠している方又は妊娠している可能性のある方(以下「妊婦」という。)は、次の事項に注意しつつ、魚介類を摂食するよう心がけてください。

わが国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の6割程度であって、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではありません。

魚介類は健やかな妊娠と出産に重要である栄養等のバランスのよい食事に欠かせないものです。本注意事項は、妊婦の方々に水銀濃度が高い魚介類を食べないように要請するものではありません。また、本注意事項は胎児の保護を第一に、食品安全委員会の評価を踏まえ、魚介類の調査結果等からの試算を基に作成しました。水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることは避けて、水銀摂取量を減らすことで魚食のメリットを活かすこととの両立を期待します。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量(筋肉)の目安

摂食量(筋肉)の目安	魚介類
1回約80gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10g程度)	バンドウイルカ
1回約80gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40g程度)	コビレゴンドウ
1回約80gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ(メバチマグロ) エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1回約80gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160g程度)	キダイ マカジキ ユメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ イシイルカ クロムツ

(参考1) マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ(クロマグロの幼魚)、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありませんので、バランス良く摂食して下さい。

(参考2) 魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は次のとおりです。

寿司、刺身	一貫又は一切れ当たり	15g程度
刺身	一人前当たり	80g程度
切り身	一切れ当たり	80g程度

目安の表に掲げた魚介類のうち複数の種類を食べる場合には、次のことに御留意ください。

例えば、表に「週に1回と記載されている魚介類」のうち、2種類または3種類を同じ週に食べる際には食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1にするよう工夫しましょう。また、表に「週に1回と記載されている魚介類」及び「週に2回と記載されている魚介類」を同じ週に食べる際には、食べる量をそれぞれ2分の1にするといった工夫をしましょう。また、ある週に食べ過ぎた場合は次の週に量を減らしましょう(具体的な食べ方は、本注意事項に関するQ&Aの間12を御覧ください)。

<子供や一般の方々へ>

今回の注意事項は胎児の健康を保護するためのものです。子供や一般の方々については、通常食べる魚介類によって、水銀による健康への悪影響が懸念されるような状況ではありません。健康的な食生活の維持にとって有益である魚介類をバランス良く摂取してください。

<正確な理解のお願い>

魚介類は一般に人の健康に有益であり、本日の妊婦への注意事項が魚介類の摂食の減少やいわゆる風評被害につながらないように正確に理解されることを期待します。

なお、今後とも科学技術の進歩にあわせて、本注意事項を見直すこととしています。

正確な御理解のために、本注意事項に関するQ&Aについても御参照をお願いします。

本注意事項については、いわゆる風評被害が生じることのないよう正確な御理解をよろしくお願いします。

## 1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。）第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

## 3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（平成 22 年度計画：約 8 万 5 千件）
- 検査命令<sup>※2</sup>（平成 22 年 4 月 1 日現在：全輸出国の 16 品目及び 33 カ国・1 地域の 125 品目）
- 海外情報等に基づく緊急対応

## 4. 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対して衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化

## 5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導<sup>※3</sup>
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の露然性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

## 序 文

平成 21 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 22 年度計画において取り組む施策を記述。

- 平成 21 年 10 月に実施された日中首脳会談において、「日中食品安全推進イニシアティブ」を提案し、中国側から賛意が得られ、担当省庁間で具体的な協議を実施した。
- また、11 月に開催された日中韓保健大臣会合において、三國間の食品安全分野における交流及び協力を強化するための協議の仕組みの設立を内容とした覚書に署名した。
- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、  
輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。  
輸出国に対し、生産及び製造加工段階における衛生対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。  
残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
- 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対象範囲の拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、新たに設定された規格基準を中心に、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導するとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を図るとともに、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生 of 未然防止に努める。

## 1. 目的

「重点的、効果的かつ効率的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

## 2. 適用期間

「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日」

## 3. 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

#### 4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4)検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

- ・モニタリング検査の強化日から1年間を経過し又は60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。
- ・検査命令の解除にあたり、2年間にわたり違反事例がないもの、又は1年間にわたり違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものとし、不検出基準に係るものも対象とした。
- ・新たな食品の検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

#### 5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品衛生規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

- ・問題発生の未然防止の観点から、計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。

#### 6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項（別表2）、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

- ・輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

#### 7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

- ・なお、平成22年度計画案において、違反事例の公表に関して、輸入者の名称・所在地については1年間とした。
- ・法違反が判明した食品等について、検疫所及び都道府県等は共に輸入者に行った指示に対し、措置状況の報告を求める。

#### 8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1)モニタリング計画等に関する情報の提供、(2)本計画に基づく監視結果の公表、(3)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

#### 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

- ・検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検において、本省は、地方厚生局の助言を得て試験検査等の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

(平成21年度)

1 意見交換会等の開催

(1) 厚生労働省主催の意見交換会等

平成21年度は、以下のとおり、計14回の意見交換会・説明会を開催した。

① 意見交換会型

テーマに係る説明や講演、パネルディスカッション及び会場との意見交換やワークショップの実施

テーマ	開催時期	開催場所	共催
食品添加物 (3回)	平成21年 7月 平成21年11月 平成21年12月	秋田 徳島 大分	食品安全委員会、秋田県 食品安全委員会、徳島県 食品安全委員会、大分県
食中毒 (2回)	平成21年 8月 平成21年 9月	広島 愛知	食品安全委員会、広島市 食品安全委員会、愛知県、 岡崎市
カドミウム (2回)	平成21年11月	大阪、東京	
輸入食品の安全性確保 (4回)	平成21年10月 平成21年10月 平成22年 1月	長崎 富山 大阪、東京	長崎県 富山県

② 現地視察型

横浜検疫所輸入食品検疫・検査センターや総合衛生管理製造過程承認施設等の見学

テーマ	開催時期	開催場所
HACCPに基づく衛生管理 (2回)	平成21年 8月 平成22年 1月	静岡 栃木
輸入食品の安全性確保 (1回)	平成21年 8月	神奈川

(2) 関係府省及び都道府県等主催の意見交換会等への参加  
担当官を講演者、パネリスト等として派遣した。(計15回)

① 関係府省主催の意見交換会等への参加

・カンピロバクター・ジェジュニ/コリ(食品安全委員会) 2回  
・体細胞クローン(農林水産省) 11回 計13回

② 都道府県等主催の意見交換会等への参加

・食品安全セミナー(秋田県) 1回  
・食の安全フォーラム(山形県) 1回 計2回

2 情報の発信

(1) ホームページによる情報発信

厚生労働省のホームページ上の「食品安全情報」において、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策の情報などを掲載している。平成21年度は、ホームページの掲載内容について、より分かりやすいものとなるよう、整理を行った。

「食品安全情報」URL:

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

(参考) 平成21年度ホームページ閲覧回数

タイトル	閲覧回数(回)
食品安全情報トップページ	832,427
分野別施策	1,483,235
意見交換会	43,101
パブリックコメント	39,344
Q & A	65,334
消費者向け情報	35,474
事業者向け情報	63,411
医師・医療機関向け情報	10,162
コーデックス	13,953
パンフレット	18,297
子供向けサイト	19,003
食品衛生法違反食品回収情報	147,108
食品健康被害メール窓口	12,916

(2) パンフレット等の作成・配付

食品の安全に関する各種パンフレット等を作成し、都道府県等を通じて、また、意見交換会等の場を通じて幅広く配付した。なお、これらのパンフレット等はホームページにも掲載し、ホームページからも入手できるようにしている。

平成21年度は、以下の内容のパンフレット等を作成・改訂した。

- ・「食品の安全確保に関する取組(改訂版)」
- ・「正しく知ろう! 食の安全 食中毒を防ぐ(小学校高学年用)(改訂版)」
- ・「正しく知ろう! 食の安全 食中毒を防ぐ(指導用)(改訂版)」

- ・「これからママになるあなたへ」
- ・「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」

### 3. 意見募集(いわゆるパブリックコメント)の実施

「平成22年度輸入食品監視指導計画(案)」、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正(食品中のカドミウムの規格基準の一部改正)」、など計47件の意見募集を実施した。

### 4. 関係府省との連携

4府省(内閣府食品安全委員会、農林水産省、環境省、厚生労働省)のリスクコミュニケーション担当官連絡会議を月2回程度の頻度で開催し、情報交換を行うなど、関係府省が連携してリスクコミュニケーションの推進を図っている。

なお、平成21年9月より消費者庁がオブザーバーとして参加している。

### 5. 関係団体の会合における講演や意見交換

消費者団体や食品関係団体等が開催する会合に担当官が参加し、講演や意見交換を行った。(計107回)

### 6. その他

#### (1)リスクコミュニケーション担当者の研修

国立保健医療科学院食品衛生管理コースにおいて、リスクコミュニケーションに関する科目を設け、都道府県等の食品衛生監視員に対する講習を実施した。

#### (2)食育

- ・ 第4回食育推進大会(平成21年6月、島根県島根市・内閣府主催)に参加し、パンフレットの配付等を行った。
- ・ 平成21年度健康教育行政担当者連絡協議会(文部科学省主催)において、自治体の学校給食関係者に対し、食品添加物に関する説明を行った。

#### (3)子ども霞が関見学デー

平成21年度子ども霞が関見学デー(平成21年8月)において、「ゲームで学ぶ食の安全」を2日間にわたり開催し、小中学生(239名)を対象にゲームを通じて食品の安全について学ぶ機会を設けた。

#### (4)食品安全モニター

内閣府食品安全委員会の依頼を受けた「食品安全モニター」の報告のうち、食品安全部の所掌事務と関連するものについては、当部で回答を作成して内閣府食品安全委員会事務局に提出した。

また、食品安全モニター会議に担当官が出席し(10回)、食品安全部の所掌事務と関連する質問等に対応した。

### 1. 意見交換会の開催等

全国各地で消費者等を対象に輸入食品等の安全性の確保等をテーマとする意見交換会を適宜開催する。

### 2. 情報の発信

#### (1) ホームページの充実

「食品安全情報」を利用しやすく、分かりやすい内容となるよう努める。また、厚生労働省動画チャンネル「YouTube」を活用する。

#### (2) パンフレット・DVD等の作成・改訂

食品の安全性の確保のための取組を紹介するパンフレット等を作成・改訂し、ホームページからダウンロードを可能とするなど利用を促進する。

### 3. 意見募集(いわゆるパブリックコメント)等の実施

規制の設定又は改廃等に係る意見募集(いわゆるパブリックコメント)及びその結果の公表を着実に実施する。

### 4. その他

#### (1)関係府省、都道府県等、関係団体主催の意見交換会への参加

#### (2)関係府省等との連携、消費者団体・事業者団体等との交流の促進

#### (3)リスクコミュニケーション担当者への研修、子ども向けの情報提供、モニター制度の活用、情報の公開などの実施

食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について(報告)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況	備考			
3月3日	動物用医薬品	1	ロークロブステノール	パブリックコメントの対象外 平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	
		2	イミドカルブ	試験法と合わせて実施予定		平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	実施中	
		3	オラキンドックス	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見有り	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	実施中	基準値(容) の変更は なし
		4	セフキノム	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日	実施中	
3月3日	添加物	1	2-エチル-5-メチルピラジン	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日	実施中	
		2	インパンチルアミン	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日	実施中	
		3	ケイ酸マグネシウム	平成22年4月21日～ 平成22年5月20日	意見なし	平成22年4月8日～ 平成22年6月6日	実施中	
9月30日	農薬	1	インドキサカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日	コメントなし	基準値(容) の変更は なし
12月2日	農薬	1	ジメテナミド	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	
		2	プロスルホカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見なし	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日	コメントなし	
		3	メタラキシル及びメフェノキサム	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日	コメントあり	基準値(容) の変更は なし
		4	オキサジアゾン	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	基準値(容) の変更は なし
		5	テブフェノジド	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	基準値(容) の変更は なし
		6	トリフロキシストロピン	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日	コメントなし	基準値(容) の変更は なし
		7	ピリプチカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	基準値(容) の変更は なし
		8	エスプロカルブ	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見なし	平成21年12月4日～ 平成22年2月2日	コメントなし	
		9	メタアルテヒド	平成22年2月2日～ 平成22年3月3日	意見有り	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	基準値(容) の変更は なし
3月3日	農薬	1	スピロテトラマト	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	
		2	ブリフルキナゾン	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	コメントなし	
		3	アセタミプリド	平成21年3月19日～ 平成21年4月17日	意見有り	平成21年3月11日～ 平成21年5月9日	コメントあり	平成22年1 月27日食 薬・動物用 医薬品部会 で再審議
		4	ミルベメクテン	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	
		5	アミスルプロム	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	コメントなし	
		6	トリルフルアニド	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	コメントなし	
		7	ブタミドホス	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年2月4日～ 平成22年4月5日	コメントなし	
		8	イプロベンホス	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	コメントなし	
		9	フルアクリピリム	平成22年4月20日～ 平成22年5月19日	意見なし	平成22年4月7日～ 平成22年6月5日	コメントなし	

## 報告品目一覧

### 動物用医薬品

品目名	経緯	用途	基準値の設定	諸外国の状況					ADI (mg/kg 体重/日)	幼小児に おける対 ADI比	
				国際 基準	米	豪	EU	加			NZ
コリスチン	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	飼料効率の改善 細菌性下痢の治療	牛、豚、その他陸棲哺乳 類、乳、鶏	○			○			0.004	32.4
ラフォキサニド	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	寄生虫の駆除	基準値を設定しない (一律基準を適用)				○			0.0004	—
オキシベンダゾール	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	消化管内線虫の駆除	基準値を設定しない (一律基準を適用)				○			0.03	—
カルプロフェン	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	抗炎症・鎮痛作用	基準値を設定しない				○		○	0.01	—
クレンブテロール	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し 再審査申請	早流産の防止 肺炎における呼吸器症状 の軽減	牛、その他陸棲哺乳類 (これ以外は不検出)	○	○	○	○	○	○	0.000004	18.8

# 報告品目一覧

## 農薬

品目名	経緯	用途	改正対象食品	諸外国の状況					ADI (mg/kg 体重/ 日)	幼小児にお ける対ADI比	
				国際 基準	米	豪	EU	加			NZ
プロパモカルブ	新規製剤申請 ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	殺菌剤	はくさい、たまねぎ等	○	○		○	○		0.29	18.6
メラクロール	新規製剤申請 ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	除草剤	とうもろこし、大豆、小豆類等		○	○	○	○		0.097	3.1
フルシラゾール	インポートトレランス制度による要請 ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	殺菌剤	とうがらし、かんきつ類等	○	○	○	○	○	○	0.0014	57.3 (EDI試算)
ペントキサゾン	適用拡大申請 魚介類基準の設定要請	除草剤	米、ヒエ、魚介類							0.23	0.2
ルフェヌロン	適用拡大申請 インポートトレランス制度による要請 ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	殺虫剤	大豆、ブロッコリー、とうがらし等			○	○		○	0.0014	59.4
クロメプロップ	魚介類基準の設定要請 ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	除草剤	米、魚介類							0.0062	15.1
イミベンコナゾール	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	殺菌剤	大豆、みかん、もも、茶等							0.0098	65.2
アジムスルフロン	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	除草剤	米等							0.095	0.1
シフルフェナミド	ポジティブリスト制導入時の基準の見直し	殺菌剤	小麦、いちご、メロン、もも等				○			0.041	10.8